

空き家、 どうすれば いい？

空き家とは：

- 1年以上、居住やその他の目的で使われていない住宅等の建築物
- 附属する倉庫や立木なども含まれます

危険な空き家がある

お住まいの地域に、老朽化により壊れかけた危険な空き家はありませんか？

市では、市内の危険な空き家の削減に努めています。危険な空き家が確認されれば、「杵築市空き家等対策協議会」にて審議を行います。

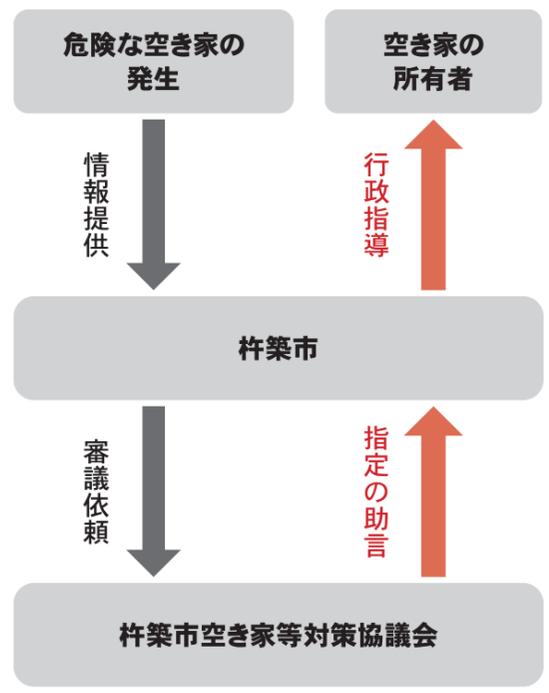
審議のうえ改善指導の必要があると市が判断した場合、その空き家を「特定空き家」に指定し、空き家所有者に対して空き家を適正管理(解体等)するよう行政指導を行います。行政指導で問題が解決しない場合は、勧告・命令を行い、それでも解決しない場合は行政による強制的な執行を行うこともあります。

危険な空き家でお困りの方は、担当課までご相談ください。

☎ 生活環境課 環境保全係
(☎0978-621807)

「特定空き家」とは。

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家：柱が傾斜している、屋根が変形している状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態の空き家：ごみ等の放置や不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態の空き家：地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態
- ④ その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家：立木の枝等が近隣の道路にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている状態



空き家を活用したい

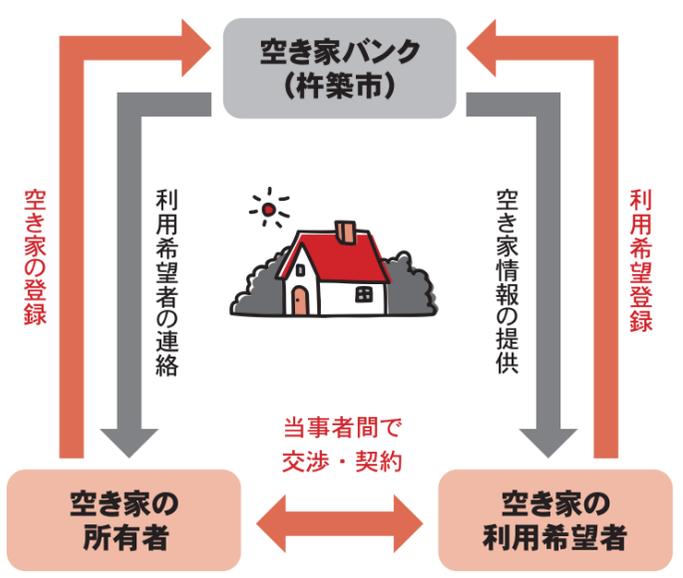
市内に空き家をお持ちの方や、住まいをお探しの方は、ぜひ「杵築市空き家バンク制度」をご利用ください。

空き家バンク制度とは、行政が「家を貸したい・売りたい」方と「家を借りたい・買いたい」方の橋渡しをする制度です。

平成28年4月から、空き家の登録をされた方に杵築市の特産品をプレゼント中です♪



▼「空き家バンク制度」の利用イメージ



●家を貸したい・売りたい

今後住む予定がない、譲渡を考えている、そんな家をお持ちの場合はぜひ「空き家バンク」への物件登録をご検討ください。登録は無料です。

【注意】市では登録物件の維持管理・鍵の管理等は行っていません。物件の内覧を希望される方がいらしたときは、立ち会いをお願いしております。

物件登録の流れ

- 1 「空き家の登録申込書」を提出
申請書は政策推進課または市公式ウェブサイトで入手できます。
- 2 職員が現地確認
室内の写真撮影
物件の状態によっては登録をお断りする場合があります。
- 3 登録完了
市公式ウェブサイトにて物件を紹介しします。

●家を借りたい・買いたい

市公式ウェブサイトで空き家バンク物件情報を紹介しています。気になる物件がありましたらお気軽にお問い合わせください。

「物件利用希望登録」用紙をご提出いただければ、室内の見学もできます。(用紙は政策推進課で配布)

補助制度

登録物件の購入・賃貸借契約成立の際には、改修費や家財処分費等の補助制度があります。(転入者に限る)

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

Q & A

- Q 問い合わせをした当日に家の中を見られますか？
A 原則として当日の物件内覧はできません。
- Q 物件の内覧には物件所有者の立会いが必要なため、日程調整が必要です。
A 物件所有者と物件利用希望者間の契約によります。
- Q 敷金・礼金・保証人等は必要ですか？
A 必要です。

☎ 政策推進課
コミュニティ協働係
(☎0978-621804)

空き家バンク制度 利用状況 (平成28年4月～11月まで)

- 新規登録物件数 32件
- 契約成立物件数 12件 (賃貸9件、売買3件)
- 契約交渉中の物件数 5件
- 物件利用希望登録者数(新規) 61組 (平成27年度32組)
- 市公式ウェブサイト「空き家バンク」ページ閲覧数 約4000件/月